吉右衛門名義の屋敷が存在していた。

正保二年

(一六四 」とあって、

五

屋拾五軒

姫路町中での古手業の繁盛ぶりを暗示している。 四月十七日付の通達に「一、只今之古手屋吟味仕、

その後の宝暦十年(一七六〇)の覚書はにも「一、古手、代銀凡百拾貫目、

一方、全国の中央市場となる大坂でもすでに 慥成者斗五人組二入可申候」のとあり、

前期から古手業が存在していたことを示している。

城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について

羽州大石田二藤部家との古手類取引を中心として

じ 8 に

は

といった古手業の存在を思わせるような記載があり、また万治三年(一六六〇)霜月の 城下町の総称であった姫路町と記す)でもすでに慶長一八年(一六一三)正月の本町沽券連判状四に「ふるてや了慶 れは近世前期から多数存在していたようである。たとえば小稿の対象地域でもある城下町姫路 まま継接ぎした古着などを着用することが多かったと思われる⑪。 着古したままの古衣、あるいはそれを解いて洗張り、 近世の庶民は木綿を主要な衣料としていた。 しかし常に木綿の新品を下ろして着用していたわけではな 改めて縫製仕直したもの、または解いた衿や袖等の部分をその このような古手類を扱う商売が古手業であり、 「竪町地子銀帳」③にも古手屋 (以下、 当時の姫路藩 他人が そ

浦 俊 明

兵衛と羽州村山郡大石田の二藤部兵右衛門との間で行われていた古手類取引の形態を究明したが、そこでは古手類 手とか播州古手と称する古手類が東北地方に盛んに販売されていた⑩。 との取引関係史料もあるので、 が幸いその際、 このような古手業は近世後期になると、ますます発展し、播州姫路や大坂あるいは近江の各商人達によって大坂古 その販売傾向 使用した二藤部家文書の中には、二藤部と、奈良屋以外の古手業者であった姫路町の表屋庄左衛門 あるいは近江商人との関係といった古手業の特徴等については不明な点を多々残していた。 小稿では主としてそれを用いて前稿の不十分な点を補っておきたい。 その中で私は、 姫路藩国産木綿問屋奈良屋 6

一 表屋庄左衛門と古手類

門とその分家である藤屋兵蔵®宛に差し出した「「四日古手仕切帳」といった類の帳簿が多数残されている。 のような帳簿の検討作業を基礎にしているのだが、それに入る前にまず姫路町の表屋庄左衛門について若干説明して 一藤部家文書の中には、 たとえば文政一三年(一八三〇)六月に姫路の表屋庄左衛門が最上大石田の二藤部兵右衛 小稿はこ

寄付者名が刻まれておりの、 うじて判読することができる。 八五〇) 山形市宮町にある両所宮は、 五月に 「五穀成就通船安全」を祈願した一対の狛犬が奉納されている。この狛犬の台座の側面には世話人と その内、 これをみても右の両家が山形地方の商人と商取引を行っていたことを窺うことができ 近世では山形北郷の総鎮守として崇められていた。 拝殿に向かって右側の狛犬の台座に、奈良屋権兵衛と表屋庄左衛門 この神社の境内に、 嘉永三年 の名前を辛

小稿はこの内の表屋について考察するのだが、 表屋の詳細な由緒は現時点では不明だが、 万延元年 (一八六〇)

六

る

月に 表屋のそれであるならば、 人の頭ともいわれ、 表地口三六間三尺三寸、裏行一八間三尺という地子諸役免許の広大な屋敷が東に向けて広がっている。 地口七間二尺 である。 が本町の年寄として連名している。これをみると表屋庄左衛門は本町に屋敷を持つそれ相当の由緒を持った家のよう 宝暦元年(一七五一)前後の作製と思われる「姫路本町絵図」四によると、 ・綿町・本町の町年寄達が姫路町大年寄宛に提出した嘆願書@の中には、 裹行一九間の屋敷がみえ、そこに庄左衛門と記されている。この屋敷の前の道路を挟んだ南側には 姫路町の大年寄役を務めた国府寺次郎左衛門の屋敷であった。もし右の庄左衛門の屋敷が古手業 表屋は姫路町きっての大町人の屋敷の前で古手業を開業していたことになる 本町の北側の東から七番目に、 荻田七兵衛と共に表屋庄左 これが

も品質に応じたものになっている 後の大きな課題である。 小面才・メ手綿といった品種のように、その読み方と共にその用途もよくわからないものもあり、 それ以下が解き物となる。それぞれの具体的形態は、 現を区別して、それぞれに読み方を付し、ついでに単価も表示したものである。これによると1~23番までが古手、 年に加えて弘化二年(一八四五)と嘉永元年(一八四八) 古手類には 袷・屑小面才・中下布段・屑布段皮・中夜着・下解・中解・中浅黄解・中上紺解・上嶋解等がある。 「||灯印古手仕切帳」等をみるとわかる。この帳面から主な品名を拾い出してみると、下綿入・中上綿入・屑袷 以上のような表屋が取り扱った古手類の具体的品名とその種類が、たとえばこの節の冒頭に示した文政一三年 - 々といったランク付けがなされていたこともわかる。次に示す表1は、こうした古手類の種類を、 「解」という文字で表現された解き物と、 品質は、 元来が古手類ということもあって大部分が中上以下のものであり、 読み方をみればおおよそ見当はつくのだが、 いわゆる古手(古着)とがあり、さらにそれぞれに上・中 の同種の帳簿からも抜きだし、それらからランク付けの表 これらの究明は今 中には これらをみれば 右の文政 抜手綿 . の

城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について 以上のような古手類を羽州最上大石田の二藤部をはじめとして、主として東北地方へ販売していた。

従っ

表 1 古手類の種類と名称

双1 日7 所7 住旅5 日7								
NO.	古手類とその読み方	品 等	枚単価(匁)	典拠記号				
1	男女帯・だんじょおび	中・下・下々		弘・嘉				
2	男女取合帯・だんじょと	下・下々・層		文				
2	りあわせおび	I TO THE						
3	道服・どうふく	中・下・屑	$2.3 \sim 6.5$	文				
4	取合・とりあわせ			弘				
5	抜手綿・ぬきてわた	下		嘉				
6	袴・はかま	中 · 下		弘・嘉				
7	羽・はね	屑	1.7	文				
8	半天・はんてん	中・下	$3.2 \sim 7.3$	文・弘・嘉				
9	布段・ふとん	中下・下・下々	$9.3 \sim 14.6$	文・弘				
10	布段皮・ふとんがわ	中上・中・下・下々・屑	1.6~10.5	文・弘・嘉				
11	夜着・よぎ	中・申上		文				
12	浴・よく (ゆかたヵ)	中々・下中・下	$4.5 \sim 6.1$	文				
13	綿入・わたいれ	中上・下・下々	5.2~13.6	文・弘・嘉				
14	大屑・だいくず	屑	1.5	嘉				
15	袷・あわせ	下中・下・下々	4.8~10.8	文・弘				
16	袷羽織・あわせはおり	中上・中・下	$7.6 \sim 8.1$	文・弘				
17	給半天・あわせはんてん	中・下	6.8~ 9.3	弘・嘉				
18	絹帯袴地・きぬおびはか まじ			文				
19	屑袷・くずあわせ	中上・中・下・下々	3.3~12.9	文				
20	小面才・こめんざい	下・下々・下屑・屑	0.9~ 4.3	文・弘・嘉				
21	メ手綿・しめてわた	中・下中		弘				
22	襦袢・じゅばん	中。下。下々	$1.5\sim 3.3$	文・弘				
23	紺紋付給・こんもんつき	中上		嘉				
	あわせ	•						
24	解・とき	中上・中・下・下々・屑・大屑	1.0~ 5.7	文・弘・嘉				
25	紺解・こんとき	中上	6.7	文				
26	紺織解・こんおりとき	·	10.3	弘				
27	浅黄解・あさぎとき	中上・中・下	$3.1\sim 5.1$	文・弘・嘉				
28	島解・しまとき	上・中上・中・下	$4.1 \sim 7.9$	文・嘉				
29	無色解・むしょくとき	中	7.7	嘉				
L								

<注>典拠記号は、文=文政13年6月、弘=弘化2年5・6月、嘉=嘉永元年6月となる。この表は上記のそれぞれの年次に表屋庄左衛門が二藤部家宛に送付した「古手仕切帳」をもとにして作成した。

表 2 中井家仙台店の人収占于任人の期间						
年度	仕入れの全体		左の内表屋より		B/A×100	
	仕入先問屋数	箇数	A仕入銀高(匁)	箇数	B仕入銀高(匁)	D/A×100
文政 5	10	347	103031.25	36	13454.36	13.0
6	11	528	156009.65	37	11321.88	7.2
7	9	527	150900.57	28	8818.65	5.8
8	9	488	156546.25	19	7920.36	5.0
9	10	435	135389.25	18	4656.89	3.4
10	9	461	148745.20	34	11718.27	7.8
合計	38	2786	850622.17	172	57890.41	6.8

主っ 由共家仙台店の土坂士毛仕入の動向

<注>文政4~10年,中井家仙台店「店卸帳」(滋賀大学経済学部付属史料館所蔵) り作成。

> 近江 商 人との 関係

もなった。

そこで次節ではこの点を紹介しながら、

表屋は積極

|的な販売方法をとることもあり、

それがまた表屋古手業の

特徴と

表屋の経営方法について

7

同 様

あ

商い

をしていた奈良屋権兵衛とは競合することが多く、

そのため

K

店に送っていたために、 は文政五年(一八二二) れによって表屋が近江商 も送っていた。 ら仕入れて、 衛門の名前かみえる四。 あるいは江戸の古手問屋から買い入れているが、 中井家は古手・繰綿 近世 . の 代表的 近世後期にはこれらを奥羽地方の支店である仙台店や天童店 その中の仙台店における古手類の場合をみると、 |な近江商人として近江国 おそらくこれは前述の姫路の表屋が大坂古手を仙 から同一〇年(一八二七) 大坂問屋の中に含められたものと考えられるが 綿織物。 人中井家と繋がりを持っていたことがわかる。 薬種 油とい 蒲生郡日野出身の中井家が 9 大坂の問屋の中に表屋庄左 た商品を上方や中部地方か にかけての中井家仙台店 大坂・伊 7ある。

毎年一○軒前後の古手問屋から四~五○○箇、その銀高にして一

おける大坂古手仕入の動向

だ示したものである。

これによると仙台店では

表2

○貫匁程度の大坂古手を仕入れており、

その内の

およそ五~七

ヹ 几

1

七

ン

ŀ 五 は

<u></u>

姫路の表屋庄左衛門から買い入れていたことがわかる。

奈良屋権兵衛とは古手類取引をめぐって競合していた。そこで左に奈良屋権兵衛・同彦兵衛が文政元年 個荘出身の塚本家はを買次ぎとして大石田の二藤部家等とも取引関係を有していた。そのために姫路の国産木綿問屋 分けて掲げ、それぞれに基づいて奈良屋との競合関係を含む表屋の古手商いの特徴を考察してみることにする 七月二七日付けで二藤部兵右衛門・同兵三郎に宛た書状の内から奈良屋と表屋の古手類取引に関する部分をA~Cに 仰付、 江州川並塚本源右衛門様御買次ニ而拙家より余程御荷物差下し申候、 このように表屋は、 可被下候、 是迄御聞およひも被遊候哉、尾花沢〈久・〈吉・〈万・〈の・〈元其外楯岡表東根辺へも少しツ、ニ者御座候得とも 右塚本氏仕入方之義ハ内証ニ而五歩之仕かけニ仕入仕候、 塚本氏へも其段相断、 是悲 塚本氏御引請ニ而御荷高七拾箇余差下し申候、 御内々之義ニ御座候得とも急度其功相分り可申と奉存候、尤表庄仕入古手も失張塚本氏御引請ニ御座 (非) で中候 歩引ニ而 中井家のような日野出身の近江商人と古手類の仕入関係を持っていたが、 一両年御注文歩引なしニ而相勤候得とも無拠御同家段々御地辺金子取立方六ケ敷相成候 相勤候様御頼ニ付、 両三年已前より右仕方ニ而御用向承り申候、 尊家様より当年古手類御売渡し被遊候節者、 此義も先年より何方様へも内証歩引之義御断申上候 然ル所今年も不相変右御家様方より御注文被 定而表庄方とても右歩 他方では、 何卒御引合御覧 神崎 郡 五

Q 申候、 者 古手、拙者方仕入古手代呂物克々御見くらへ被遊被下度、 明年より於尊家様ニ自然御買次御仕入被遊候得ハ不相変拙者方へ被仰付被下度、 (性) 成丈差控差上申候、 兼而被仰付候通、 合大ニ相違之場所御座候、 其儀ハ於御地も綿入類又ハ給ニ而も御解被遊候へハ急度相分り可申候、 場尺宜敷處ハ拙家ニ而も旧来承知仕候得とも中わた并毛綿之姓 然ル所表庄方ニハ兎角見場宜敷、 当国二而仕入方場所古手之出筋過半之地生, 姓合不宜候とも場 此段偏二奉頼上候、 (羽 (性) 尺之代呂物勝二買入 来不宜場所之古手 是等義も打明ケ申 且 別而中わ 表生仕

引仕候趣ニ相聞

年より拙家御得意先キハ尊家様始兎角綿厚く地姓 明年より其御地御捌ヶ方ニ而、 姓合不宜候とも見場克キ物御望被遊候得ハ随分其類相調へ差上可申候、 性 宜敷品御望被遊候二付、 其場所之代呂物勝ニ取斗 先

たとえ悪質でも見映のする品を望むというのなら、 買い入れることが多い。 じてほしい。 引き商法を暗に非難している。 ここ二~三年前から歩引きを行っている。 塚本氏が尾花沢およびその近辺からの代金取立が困難になるので是非歩引きを認めてほしいというので、やむおえず きすることを断っており、 ら古手類を仕入れると内証で五歩の歩引きをしてくれる。これについても先年から買入人が誰であろうと内証で歩引 本氏の買次に依存している表屋の古手類は質が悪いことを暗に指摘しているのである。 によるものである、となる。 良屋の送る品物の質のよさが判ると思う。 国川並の塚本源右衛門岬の買次 A~Cのそれぞれの要点はおよそ次のようになる。 |藤部家が当地で綿入類や袷を解いてみればすぐわかることである。 大半が姫路藩領内であり、 けれども二藤部家がそれを販売する際には奈良屋が直接送っていた品とよく見比べてほしい。そうすれば奈 表屋から仕入れた古手と当家のそれとをよく見比べてみればわかる。 尺之代呂物勝」すなわち大人の羽織一枚を仕立てるのに必要な反物の長さと幅を有するものとして 奈良屋ではそのようなことはせず、 もちろん塚本氏にも断っていた。 これによれば奈良屋自信も塚本氏から買次いではいるもののその品質は悪い。 最後のCは、二藤部家が明年より買次による仕入をするならば、 (引請)によってかなりの荷物を下していたが、今年も同様にして七○箇余の荷物を ここの中綿 明らかに表屋でも歩引きを実施しているからだと思う、 もっとも尾花沢の商人達が表屋庄左衛門から仕入れた品物も塚本氏の買次 (綿入れ類のことか)は特別に良質である。ところが表屋は悪質の古手 それを十分に調達する。 まずAは、 中綿でも毛綿でも質の落ちるものは避けている。 そのため一~二年は歩引きなしの注文を受けてきたが 奈良屋は尾花沢・楯岡表・東根辺の在方商人へ近江 明年から、 しかし先年から二藤部家をはじめとする なにしろ奈良屋の古手類仕入の場 ご当地での 次にBは 前々通り奈良屋 販売方法に関して となり、 諸商人が塚本氏 だから塚 表屋の

城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について

らっている、とする。ここでも奈良屋の古手類の方が表屋のそれより良質なので、二藤部家に対して奈良屋との取引 奈良屋の得意先は 「綿厚く地姓 (性) 宜敷品」 を望まれるので、 姫路藩領内の良質の品物が多くなるように取り計

継続を願っている

調しているが、 内から集荷した播州古手の販売に力を入れていた。 年(一八二一)にかけて実施された姫路藩木綿専売制を支えた木綿江戸積仲間の一員でもあった関係上颌、 値引き等にも積極的であった点にも現れている。 北地方の市場拡大を計っていたこと。この点は前述したように大坂古手を中井家仙台店に販売していたことや、 羽国の尾花沢方面の在方商人へ古手類を販売していたこと。第二は、 奈良屋も共に近江国の五個荘商人の買次ぎすなわち古手類の集荷と販売能力に依存しながら、大石田の二藤部家や出 対比しながら表屋の古手類販売方法の特徴を知ることができる。 固執していたのに対して、表屋の方は近江商人の買次ぎ機能に頼り、大坂をはじめ各地から大量の古手類を集めて東 以上の要約によって奈良屋権兵衛と表屋庄左衛門による古手類取引上の競合関係がわかり、それによって奈良屋と 大坂古手の方が播州古手より高価であったこともありの、 第三は、その点、奈良屋の方は、文化七年(一八一○)から文政四 もっともこの書状の中で奈良屋は播州古手が良質であることを強 以下その点を整理しておこう。まず第 その中でどちらかといえば奈良屋が播州古手に 古手類の種類や時期によっても相違があり は、 姫路 表屋も また

三 古手類の売上銀高

概にどちらが良質であったとは断定できない。

ここでは、 その結果を奈良屋のそれと比較してみることにする。 姫路の表屋庄左衛門の羽州最上大石田の二藤部に対する古手類の年間売上銀高と、 売上品の種類を究明

節の冒頭に記した文政一三年(一八三〇)「阿印古手仕切帳」の最初の一部分を示すと

|に印仕切 三双掛 三歩入

F 년 건

一、札合百九袷弐匁壱分九リン三番 下綿入十枚 一、四同番 百壱匁三分五リン 屑袷十枚 (以下、五筆分を省略

壱〆三百五拾五匁三分一リン 〆七束入(以下、弐番より弐拾壱番迄と、それ以後の記載を省略

となる。このように右の仕切帳には一番から二一番に分けて、表屋の二藤部に対する古手類の売上数量とその請求銀 高が記されている。この番号はおそらく梱包した荷物を船積みする際に付したものと思われる。二一番以後には札合

銀高の正味銀高への換算高や値引銀高等が記されている。右の史料中にみえる札合銀とは、姫路藩の藩札による銀高 いる。また同様に「三歩入」とは古手類一枚当りの値引率をさしている。以上のような記載内容を持つ仕切帳の全体 これを領外で通用する正味銀に換算するためには「三双掛」すなわち札合銀高に三分の一を掛けて算出して

た。この両表は共に古手類を一応、いわゆる古手(古着)と解き物に区分して集計したので、まず表屋のそれぞれに を整理したのが表3であり、さらに比較の必要上、同種の弘化二年(一八四五)の帳面のも同様に整理をして表4とし

屋権兵衛のそれと比較した上で、古手業表屋の経営規模を推測してみることにする。 ついての売上傾向を明らかにし、次いで表屋の二藤部に対する年間の売上銀高を確認する。そして最後にそれを奈良

と、綿入の約銀三貫三四○匁、小面才の約六一○匁、布段皮の約五七○匁、男女帯取合の四六○匁と、それに袷の約 五六〇久、 加算すると、およそ銀六一五匁となる)等となる。品質は中上から屑に至るまで様々である。 最初に表3から表屋による売上正味銀高が比較的多額の主な古手を挙げてみると、夜着の約銀七八○匁、 布段皮(ふとんがわ)の約五○○匁、 小面才の内容は不明だが、 以上のように両表をみる限り、 絹帯袴地の約四○○匁と屑袷の約三九○匁 綿入・布段皮・帯類とそれに袷といっ (但し給の約二二五匁を 同様にして表4をみる 入の約

城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について

品名	品 等	札合銀高(匁)	正味銀高(匁)	枚 数	正味銀単価(匁)
屑袷	中上~下々	1162.50	387.50	60	3.1~12.9
袷	下~下々	673.89	224.63	40	$4.7 \sim 6.4$
袷羽織	中	228.00	76.00	10	7.6
袷羽織	中上	390.00	130.00	(包1つ)15	
綿入	下~下々	1678.43	559.47	80	5.0~13.1
布段	中下~下々	863.63	287.87	24	9.3~14.6
布段皮	中上~屑	1488.60	496.20	160	1.6~ 5.0
浴	中々~下	685.66	228.55	45	4.5~ 6.1
小面才	下~屑	885.04	295.01	140	0.9~ 3.1
襦袢	中~下々	427.40	142.46	60	1.5~ 3.3
半天	申・下	238.80	79.60	20	3.2~ 4.7
道服	中・下	356.70	118.90	20	5.3~ 6.5
道	屑	342.00	114.00	50	2.2~ 2.3
羽	屑	284.70	94.90	60	1.4~ 1.7
男女取合帶	下~屑	312.60	104.20	(60筋)	
絹帯袴地		1213.60	404.53	(28品)	
夜着	中~中上	2331.10	777.70	(包8つ)14	
小 計		13562.65	4521.52	798	5.8
紺解	中上	2003.70	667.90	100	6.3~ 6.8
島解	上~中	1659.60	553.20	100	4.0~ 7.9
浅黄解	中上~下	1896.60	632.20	180	3.0∼ 5.0
解	中~下々	2435.70	811.90	220	2.0~ 2.9
屑解	屑	1526.70	508.90	300	1.6~ 1.7
大屑解	大屑	865.50	288.50	280	0.9~ 1.0
小 計		10387.80	3462.60	1180	2.9
合 計		23950.45 (23962.97)	7984.12	1978	

<注>文政13年6月,表屋庄左衛門「河印古手仕切帳」より作成。正味銀高とは札合銀高を3で除した数である。合計欄の()内は史料に記されている数値。

給は、 騰しており、 場についてみよう。 て、 が 多く販売されていたこと ような綿入れの夜具類、 た古手、さらには夜着の 匁が八。 の古手ほど値上げが目立 の相場は文政一三年 われる。 必需品であったものと思 とって、これらの古手は 厳しい東北地方の庶民に つ傾向にある。 わか 五年余の間にかなり高 一八四五) とくに冬季の寒気が 四久、 枚当り銀四・七 次にそれらの相 から弘化二年 とくに下 迄のわずか 内 綿入は、 たとえば に比べ

品 名	品 等	札合銀高(匁)	正味銀高(匁)	枚 数	正味銀単価(匁)
袷	下~下中	1378.40	459.46	45	8.4~11.4
袷羽織	下	245.60	81.86	10	8.1
綿入	下~下々	10002.80	3334.26	250	10.5~14.6
蒲段	下~下々	1364.00	54.66	(20組)	19.4~26.0
布段皮	中上~屑	1708.40	569.46	120	2.3~10.5
小面才	下~屑	1828.00	609.73	180	2.5~ 4.3
襦袢	下	591.20	197.06	60	3.2~ 3.3
半天	下	441.20	147.06	20	$6.7 \sim 7.9$
給半天	中~下	976.00	325.33	40	6.8~ 9.3
男女帯取合	下々	1380.00	460.00	(90筋)	5.0~ 5.1
袴	中~下	608.00	202.66	(20具)	9.3~10.9
メ手綿	中~下中	822.60	274.20	(包8つ)120	
小 計		21346.20	6715.74	725	9.26
紺織解		1228.40	409.46	40	10.1~10.3
浅黄解	下	1563.00	521.00	100	5.1~ 5.3
解	下	2338.80	779.60	140	5.2~ 5.7
小 計		5130.20	1710.06	280	6.10
合 計		26476.40	8425.80	1005	8.38

<注>弘化2年5月、同年6月の表屋庄左衛門「阿→中 印古手仕切帳」より作成。正 味銀高とは札合銀高を3で除した数である。

奴か

ら同

!五匁一分に値上がりしているように!

前の古手と大体同値向にある。

売上

傾

向

が

しつつ、 安価な品の需要度が高かったことになる。 好まれるとは限らず、 理してみると、 を 表屋の古手業は、 以上のような表屋による古手類 値上率が需要度に対応するものとして、 文政 三年 古手類は必ずしも良質のも 以上のような売上傾向 (一八三〇) には売上正味 逆に多少品質が落ちても の

い。 六○○匁前後であり、 は 解といっ 上がりしている側 共に一般的な 匁が二・三匁というようにおよそ二倍近くに値 同じく銀五匁が一〇 次いで解き物の売上傾向をみると、 値上率も、 が八〇〇匁前後、 た染め物の 解 たとえば浅黄解の下一枚が銀三)・五匁、 が多い。 年度による差はあまりな 解 類が 染め物類が四〇〇~ それに紺解と浅黄 布段皮も銀 続 3 売上銀高 4 六 表

銀高約七貫九〇〇匁、

弘化二年

(一八四五)

に

|を示

は 同じく銀約八貫四〇〇欠 すなわち大体年間銀八貫匁前後、 の売上銀高であったことが確認できる

銀高は、 た 表屋は、 の古手類販売競争は、 人との関係を加味したうえでないと、 るものの、 経営規模が異なっていたようにみえる。 が せた仕切高として正味銀八三〇匁八分が計上されている。 わかる。 最後にこの売上銀高を奈良屋権兵衛のそれと比較してみよう。 「仕切覚」によると、 合計五二箇、 近江商人の買次ぎに依存し、 前に示した表屋のそれの約二・六倍もあり、その他にも奈良屋は毛綿等古手類以外の商品も扱っていたこと 近江商人中井家仙台店に対して年間およそ銀一〇貫匁前後の古手類を販売している。 奈良屋は姫路藩木綿専売制にも関わる城下町の有力な木綿問屋であり、 同二一貫九一匁八分とある。 主として奈良屋が播州の 古手類は、 に分、 奈良屋と表屋の経営規模等を単純に比較はできない。 品質にこだわらず、 だが前に示した表2をみると、 四三箇、 「綿厚く地姓 その他に毛綿・切手拭・小倉袴地・新坂根茶・同薄緑茶等を合わ この正味銀高一五貫四七三匁七分と囮仙分、 これをみると、 歩引き取引をもってこれに対抗していたことである。 (性) 文政一二年六月二三日付けで奈良屋が二藤部に宛て 宜敷品 ほぼ同時期の表屋は、 奈良屋の二藤部に対する古手類の年間売上 の取引に重点を置いていたのに対して 古手業を専業としていた表屋とは 指摘できることは 年により若干の差はあ 九箇 従って表屋の近江 同 五貫六一八

おわりに

特権的 係の追究と、 一藤部家文書中の「店方大福帳」等を分析すれば明らかになる筈であり、 小稿は、 な国 |産木綿問屋奈良屋権兵衛の古手類取引と比較しながら究明した。 城下町姫路の古手業表屋庄左衛門が、 羽州地方の庶民がこれらの古手類をどのようにして入手したのか、 古手類を羽州といった遠隔地へ販売した際の特徴を、 他日を期したい。 残された課題は、 という問題であるが、 表屋と近江商 同じ城下町 後者の問題

- (1) 近世の古着と古着屋については、岩田浩太郎「都市経済の転換」・吉田伸之「表店と裏店」(共に『日本の近世』9、 一九九二年発行の二八〇~八一と三二六~三三ページ)に江戸の事例が報告されており、 参考になる
- ②、4 前川憲司家蔵那波家文書(『姫路市史』十一巻上に収録)。
- ③ 大久保敏郎家蔵那波家文書(『姫路市史』十一巻上に収録)。
- (6) (5)江頭恒治「近江商人中井家の研究」(雄山閣、 「株仲間名前帳前書巻一」(『大阪市史』第五、 一九六五)二一七~二〇ページ。佐藤誠朗『近江商人幕末・維新見聞録』(三省 六九五ページ)。
- の問題点については右の拙稿で述べたので小稿では繰り返さない。 九『物流史の研究―近世近代の物流の諸断面―』御茶の水書房、一九九五に収録)等参照。なお近世古手類に関する研究史上 一九九〇)三四〇・三五五・三六三ページ。拙稿「近世後期における播州古手類の流通形態」 (関西学院大学産研叢書
- (7)さんの過程で収集されたものである。 山形大学附属図書館所蔵。以下とくに断りのない史料はすべてこの二藤部家文書からの引用であり、 それらは 『姫路市史』 編
- (8)開店したのは翌天保二年三月一一日であったことと、分家が初めて商品を注文する際には本家の添状(信用)が必要であった 二藤部兵右衛門は、 には「藤屋兵蔵店開之儀不景気故見合候得共少々仕入もの茂有之ニ付、三月十一日より店開仕候」とある。これらによれば より古手商内支度段相願候ニ付、同商売ニ者候得共任望聞済遣候處、貴家様へ注文御頼申上度添状致呉候様是又相願候」とあ 「文政十三寅二月より姫路表屋庄左衛門殿江文通控、二藤部兵右衛門」中の二月二八日付けの書状に「今般分家藤屋兵蔵当秋 さらに右の史料中にみえる四月一二日付けの書状(この書状の年次は控えた順番から判断して、 分家の藤屋兵蔵が文政一三年(天保元年)の秋より古手商内を始めることを認めていたが、藤屋が実際に 天保二年と思われる。
- (9) 『山形市史』中巻、 近世編 (山形市、一九七一) 五八三~四ページの説明を参考にして原物を確認した。
- (10)この嘆願書は「本町・綿町・元塩町旧記丁格録」(姫路市) とめたものである められている。この冊子は 幕末期の編集物であり、本町を含む右の三町を姫路町の頭丁として取立て欲しい旨の願 穂積正樹文書。 『姫路市史』十一巻上に収録)という冊子の中に収

- (11) 『姫路市史』第三巻の付図である『姫路城下諸町絵図集』 にカラーの写真版とその解読図が収められている
- (2) 注(6)に記した江頭恒治氏の著書二一八ページ参照。
- (13)五個荘商人については『五個荘町史』第二巻 (五個荘町役場、一九九四) 六章二節参照
- (14)天保・弘化期(一九世紀半ば)当時、 した『五個荘町史』中の表64による)、 五個荘川並に塚本姓の商人は、 源右衛門は見あたらないが、おそらく右の三名の関係者であろう 市右衛門・久右衛門・茂右衛門の三名であり
- (15)穂積勝次郎 『姫路藩綿業経済史の研究』(自費出版、一九七一)九〇~九八ページ参照。
- 注(6)に記した拙稿参照。

(16)

(18)

- (17)本家の信用に依存した取引しかできなかったのである りこの仕切帳は、二藤部が藤屋分として仕入れた古手類に対する表屋の請求銀高等を記したものである。 この仕切帳に記されている。口印の商標は、本家二藤部の商標である囮印から推して、多分、分家藤屋のものと思われる。つま 分家の藤屋はまだ
- 構造の性格に関わる重要な論点である(横山昭男「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態」山形歴史学会編 下町有力商人の信用を前提にして、姫路のような遠隔地商人との取引は成り立っており、この点は近世後期の幕藩制的 なって、二藤部が城下町山形の豪商の信用を背景として表屋と取引をしていたのである。このように近世後期においても 分の、六月付けの方では自家分のそれぞれの古手類を、表屋から仕入れたものと考えられる。ここでは前の注⑪の場合と異 衛門殿の連名になっている。佐藤利兵衛とは城下町山形の有力な紅花商人であり、屋号は大屋、商標は〈十 である(今田信 門となっているが、宛名は五月付けの方は、最上山形佐藤利兵衛殿とあり、六月付けのは、この佐藤と最上大石田 弘化二年の帳面は五月付けと六月付けの二冊ある。いずれも表題は「区〈十 印古手仕切帳」とあり、差出人は姫路表屋庄左衛 六二ページ参照)。二冊の帳面とも二藤部家に残されていることから考えて、実際には二藤部が、 『最上紅花の研究』井場書店、一九七二、二三〇ページ。横山昭男『近世地域史の諸相』下、中央書院、一九九五、 五月付けの帳面では佐藤家 一藤部兵右 一五八~ 流
- こうした商品相場の動向は他の商品にもみられる。たとえば大坂における河内木綿の一反当りの相場は、 大学出版会、 三匁前後だが、弘化二年は銀八・ 一九八九、参照)。 六匁に値上がりしている(三井文庫編 『近世後期における主要物価の動態 』増補改訂 東京

(19)

史の研究』一四号参照)。